

同居家族等がいる場合における 訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

(参照) 介護保険最新情報 VOL. 125 平成21年12月25日

同居する家族等がいる場合の生活援助については、その同居する家族等が対応することが基本となるため、原則保険給付対象として算定できません。

○利用者が一人暮らしの場合

住民票上単身世帯であっても、二世帯住宅や同一敷地内に家族等が居住している場合については、「同居」として整理をしてください。

○利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合

障害や疾病により家事ができない場合については、具体的な疾病名と、それによりどのような家事を行うことができないのかを明らかにする必要があります。

障害の場合、障害者手帳の有無だけで判断するのではなく障害を理由として、家事が可能か否か判断してください。

疾病の場合、慢性的な疾患か、一時的な疾患かにより、生活援助を利用する期間が異なってきますので、アセスメントにより期間を判断してください。

○利用者の家族が障害や疾病でなくても、その他の事情により、家事が困難な場合

(その他の事情の例)

- ・同居家族の關係に深刻な問題（介護放棄・虐待等）があり、生活に支障が生じている場合
- ・同居家族が高齢であるため、体力的に対応が困難で介護負担が極めて高い場合
- ・同居家族が就労等で不在の時間帯に事実上独居であり、認知症、歩行困難などにより利用者が家事をすることが困難な場合

〔注意事項〕

●同居する家族等の全員が要介護・要支援の認定を受けている場合は、届出の必要はありません。

●同居家族等がいる方について生活援助費を算定する場合、「なぜ同居家族等が行うことができないのか」、「なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのか」を検討してください。

●単に「家族が仕事」「日中独居」という理由では、その他の事情には該当しません。

また、家族が滞在している時間帯(夜間及び休日)において対応すれば事足りるものについては、対象になりません。

その他の事情で検討する場合は、家族が不在の時間帯において、「援助を行わなければどのような支障が生じるのか」、「その時間帯に援助を行う必要があるのか」、「他に代替手段はないのか」等、サービス担当者会議において十分に検討してください。

●単に「家族が家事をできない(やったことがない)」、「家族が忙しい」、「家事が苦手だ」、「家族に遠慮があつて頼みにくい」、「家族がやっていた家事をヘルパーに頼みたい」、という理由の場合は該当しません。

●共用部分の掃除については、同居家族等も使用するため、原則サービス提供することはできませんので、利用者・同居家族等に十分説明し、理解を得てください。

それでもなお生活実態を確認した際、利用者の健康状態が損なわれるような状況にある場合は、個別に相談してください。

●居宅サービス計画等に位置づけるときは、検討内容を第三者にも説明できるように支援経過に記録してください。

〔個別相談〕

●個別に相談が必要な場合は、さぬき市長寿介護課までご相談ください。

〔提出書類〕

- ① 居宅サービス計画書（ケアプラン） 第1表～第3表
- ② サービス担当者会議の要点 第4表
- ③ フェイスシート

※提出書類（居宅サービス計画書等）には、適切な評価を行なっていることが確認できるよう、以下の内容も含めて記録を作成してください。

ア 本人の状況

- ・高齢者の日常生活自立度、ADL、IADL、認知症に関する状況
- ・心身の状況
- ・生活リズム等
- ・必要なサービス内容（具体的な支援内容、回数）

イ 家族の状況

- ・家族構成
- ・キーパーソン（主介護者）
- ・同居家族それぞれについて、支援が困難な理由
 - 心身の状況
 - 勤務の状況（支援が困難な時間）
 - 家庭内の役割（支援・協力している内容）
 - 本人との関係性等

ウ 代替性の有無の検討

- ・必要なサービスに関する検討
 - 「家族が不在の時間に援助しなければならない内容か」
 - 「代替案（インフォーマルサービスを含む）がないか」など